

認可までの流れ 【小規模保育事業・事業所内保育事業（保育所型）】

設置認可については、以下の手順を経て行います。

1 事前の相談

応募書類の提出をされる前に、開設・運営の手引、募集要項、各種法令等をご参照いただき、応募の条件を満たす内容であるかなどについて尼崎市と協議を行います。

2 応募書類の提出

募集要項に記載の、審査に必要な申請書、添付書類をご提出いただき、尼崎市が応募を受け付けます。

3 選定委員会による審査

尼崎市保育所設置法人等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査を行ったうえで、設置運営事業候補者を選定します。

選定委員会では、ご提出いただいた申請書類や添付書類等の内容について審査を行い、その後、ヒアリング調査にて、事業者から提出された申請内容その他の事項について、説明をしていただきます。

4 設置運営事業候補者の決定

市長は、選定委員会の答申を受け、将来にわたり安定的・継続的に事業所の運営が確保され得ると判断する場合、小規模保育事業等の運営等にかかる遵守事項について遵守する条件を付して設置運営事業候補者を決定します。

5 設置認可申請書類の提出

認可にかかる申請書類、添付書類等をご提出いただき、尼崎市が申請を受け付けます。

6 子ども・子育て審議会の意見聴取

「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」と照らし合わせて問題がないか等について、審議会の意見を聴きます。

7 認可

審議会の意見を聴いたうえで、尼崎市が認可の可否を決定します。